

高齢者補聴器購入費助成

事業のお知らせ

助成額

最高 **4** 万円

加齢とともに、聞こえづらくなりコミュニケーションが難しくなったと感じる高齢者の方に、補聴器の購入費の一部を助成し、積極的な社会参加や地域交流につながるよう支援を行います。

対象者

65歳以上の苫前町民で、次の要件①・②にいずれも該当する方

- ① 両耳または片耳の聴力レベルが中等度難聴(平均聴力レベル40～70デシベル未満)
- ② 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない

対象補聴器・助成額

耳かけ型または耳穴型の補聴器本体

購入費の2分の1の額(上限4万円、100円未満切捨て)

申請方法

1

申請を検討される方は、あらかじめ役場まで御相談ください

- ・制度の説明と、申請書をお渡しします。

2

医師から、「中等度難聴」であり補聴器が必要であることの証明を受ける

- ・申請書の証明書欄に記入していただくか、任意の証明書を申請書に添えてください。

3

補聴器を購入する

- ・申請書に領収書を添えてください。
- ・領収書に補聴器の型番を記入するよう依頼してください。
- ・医師の証明を受けた日以降に購入した補聴器が対象となります。

4

申請書に必要書類を添えて役場に提出

- ・補聴器の領収書(領収書に補聴器の型番の記載がない場合は、カタログなど型番のわかるものを添える)
- ・助成金入金口座の通帳のコピー
- ・医師の証明書(任意様式の場合)



相談・申請先

苫前町役場保健福祉課福祉係または古丹別支所

【お問合わせ先】保健福祉課福祉係 電話(0164)64-2215

- ・助成申請には医師の証明が必要です。
- ・修理費や付属品のみの購入、補聴器以外の集音器等は助成対象外となります。
- ・助成は1人1回までです。その他、諸要件がありますので必ず購入前に御相談ください。

苫前町ホームページ

